名護市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託プロポーザル実施要項

1　目的

第３期名護市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく地方創生の充実のため、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を活用した寄附を検討する企業（以下、「寄附見込企業」という。）に対し、本市への寄附を積極的に働きかけ、寄附の獲得を目指すことを目的とする。

2　委託業務概要

⑴本業務の名称

名護市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託

⑵業務内容

別紙「仕様書」のとおり

⑶委託期間

契約締結の日から令和９年３月 31 日まで

⑷業務委託料

本業務を通して行われた寄附金額×委託料率（消費税等別）

※委託料率の上限は 20％とする。

3　参加資格

参加資格を有する者（共同企業体等の場合は、構成員全員とする。）は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。なお、企画提案書類提出後においても、資格要件を満たさなくなった場合は、当該参加者の参加資格を取り消すこととする。

⑴　地方自治法施行令（平成 14 年法律第 154 号）第 167 条の４の規定に該当する者ではないこと。

⑵　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等に基づく更生又は再生手続等を行っていないこと。

⑶　宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。

⑷　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものではないこと。

⑸　名護市指名停止等事務処理要綱（平成 20 年告示第 93 号）に基づく指名停止措置を契約予定日までの間、受けていない者であること。

⑹　個人又は法人及び法人の代表者が、国税、沖縄県の法人事業税及び名護市税（①市県民税（特別徴収・普通徴収）②法人市民税③固定資産税）、国民健康保険税を滞納していないこと。

⑺　本業務を遂行するにあたり、十分な業務執行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に迅速かつ柔軟に対応できること。

⑻　共同企業体に係る留意点

①　共同企業体とは、名護市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託共同企業体協定書（以下、「協定書」という。）に基づき、本業務をその構成員が共同で行うものである。

②　共同企業体として申請する場合は、参加表明書と一緒に協定書を提出し、記載された事項を、構成員相互で遵守し、本業務を適正に履行すること。

③　申請代表者を定めること。（上記提出書類と一緒に共同企業体構成員の当該企業体を代表する法人への申請手続に係る委任状を構成員ごとに提出すること。）

④　同時に複数のグループの構成員になることはできない。

⑤　単独で申請するものは、本募集において他の共同企業体の構成員になることはで

きない。

4　プロポーザルに関する手続

⑴　提出書類

	提出書類	備考
1	参加表明書及び誓約書	・様式１
2	業務実績調書	・様式２ ・共同企業体で申請する場合、構成企業ごとに提出すること。
3	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	・写し可。 ・申込日から３ヶ月以内に発行されたもの。 ・共同企業体で申請する場合、構成企業ごとに提出すること。
4	各税に関する証明書	・写し可。 ・①から⑤については、沖縄県又は名護市に納税義務のある者のみ提出すること。 ・滞納がないことを証明できるものとし、申込日から３ヶ月以内に発行されたもの。 ・共同企業体で申請する場合、構成企業ごとに提出すること。
①	名護市税完納証明書（法人）	
②	名護市の法人市民税納税証明書	
③	代表者の国民健康保険税完納証明書 ※国民健康保険に加入している個人事業者のみ	
④	代表者の名護市税完納証明書 ※すべての名護市税が対象	
⑤	沖縄県の法人事業税（個人事業税）の納税証明書 ※完納証明書は不可	
⑥	国税納税証明書 ※法人事業者は様式その３の３ 個人事業者は様式その３の２	
5	納税状況等確認に関する承諾書	・様式３ ・法人又は代表者について名護市に納税義務がない場合のみ提出すること。 ・共同企業体で申請する場合は構成企業ごとに提出すること。

6	企画提案書	・任意様式。業務開始に向けたスケジュール及び実施体制を提示すること。 ・会社パンフレット等、概要が分かる資料があれば添付すること。 ・原本と別に、電子申請フォームよりデータを提出すること。
7	見積書	・成功報酬割合、積算根拠、内訳が分かるように記載すること。 ※契約候補者に選定された場合、当該見積額が、契約額を確約するものではない。
8	協定書	・様式４ ・共同企業体として申請する場合のみ提出すること。
9	委任状	・様式５ ・共同企業体として申請する場合のみ提出すること。

⑵　提出先

「９　問い合わせ先」に同じ。

⑶　提出方法

持参または郵送。郵送の場合は書留郵便等、追跡が可能な形とすること。持参の場合は市役所開庁日において、午前９時から午後４時の間に行うこと。

なお、「６　企画提案書」については、下記電子提出フォームよりデータを提出すること。

提出フォーム：https://logoform.jp/form/HPz6/1689043

⑷　受付期間

募集開始の日から令和９年１月29日（金）午後４時まで。

５　審査方法等

⑴　審査方法

名護市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託プロポーザル選定委員会において、提出書類の内容審査を行う。

⑵　審査項目

提出書類を審査し、企画提案の内容が基準点を上回る場合、当該業務の契約候補者として選定する。

審査項目	審査内容	配点
業務理解度	業務の目的、条件、内容を理解しているか。	20
専門知識等	十分な知識・技術・ノウハウ等を有しているか。	20
業務実績	本業務について豊富な経験や実績を有しているか。	20

実現性	見積金額が適切かつ費用対効果が見込める金額であるか。	20
実施スケジュール	妥当性の高い実施フローとなっているか。	10
業務実施体制	業務適正かつ確実に実施するための体制や個人情報の適正な取り扱いなどのセキュリティ体制が整っているか。	10
	合　計	100

⑶　審査結果の通知
提出の日から 14 日以内に、提案者に対し、メール及び文書により通知する。

6　失格事項
次に掲げる項目に該当する場合は、失格とする。
⑴　本要項の参加資格に掲げる要件を満たさない場合。
⑵　参加表明書の提出後、契約締結までの期間に本要領の参加資格に掲げる要件を満たさなくなった場合。
⑶　提案書類に虚偽又は不正の記載があった場合。
⑷　本要項に違反した場合。
⑸　その他公正を欠いた行為があったとして市が認定した場合。

7　契約の締結
⑴　名護市随意契約取扱規程（平成 17 年訓令第 1 号）に定める随意契約の手続により、契約書を取り交わすものとする。
⑵　契約内容は、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

8　その他
⑴　応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
⑵　企画提案書は 1 者につき 1 件とする。
⑶　本市が受領した提出書類については、返却しない。
⑷　応募に係る提出書類の提出期限以降において、企画提案書の記載内容の変更等書類の差し替え及び再提出は認めない。
⑸　提出された企画提案書の審査内容、審査経過については公表しない。また、選定結果についての異議申立は一切受け付けないため、了承した上で参加表明書を提出すること。
⑹　本契約の支払いについては、実績報告に基づいた精算払いを基本とする。

9　問い合わせ先
名護市 企画部 企画政策課 企画調整係 （担当：中山）
住所：〒905-8540 沖縄県名護市港一丁目 1 番 1 号
電話番号：0980-53-1212（内線 292）　ＦＡＸ：0980-53-6210
メールアドレス：kikakuseisaku@city.nago.lg.jp